

札幌大学情報メディアセンター利用規程

平成27年10月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学情報メディアセンター（以下「センター」という。）におけるコンピュータ・システム、Language Laboratory及び関連設備等（以下「コンピュータ・システム等」）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用目的)

第2条 センターのコンピュータ・システム等は、原則として札幌大学（以下「本学」という。）における教育・研究及び事務処理に資することを目的とする。

(利用資格)

第3条 センターを利用する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学を本務とする教職員（以下「本務教職員」という。）及び名誉教授
- (2) 本学の学生（大学院生、委託学生、研究生、科目等履修生、交換留学生を含む）
- (3) 本学非常勤講師及び臨時職員（客員研究員、客員教授を含む）
- (4) その他、学長が認めた者

(利用許可)

第4条 前条第1号から第2号に掲げる者は、学生証又は身分証明書をもって利用を許可する。

2 前条第3号から第4号に掲げる者は、所定の手続き（ユーザID／パスワードの手続き等）を経て、利用許可を受けなければならない。

(利用の有効期限)

第5条 利用の有効期限は、本学在籍又は在職期間とする。ただし、利用資格を取り消された者、又は停止された者の有効期限はこの限りではない。

2 本学本務教職員の退職者等は、所定の手続きにより有効期限を一定期間延長することができるものとする。

(運用)

第6条 センターの利用は、原則として次に掲げる日を除いた日とする。

- (1) 土曜日、休日、祭日、本学開学記念日、年末年始休業及び事務職員の研修休暇期間
- (2) 年度末の一定期間
- (3) 定期保守日

2 前項に定める他、システムの障害等、学長が特に必要と認めた場合は、臨時に当該システムの利用を停止又は、利用時間を変更することができる。

3 センターの利用時間は、授業時間内とする。

4 前項で規定する運用時間外での利用については、別に定める。

(経費の負担)

第7条 センターの利用において、学長が特に必要と認めるときは、その経費を負担させことがある。

(不正行為の禁止)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用者番号等を他の目的に利用し、又は第三者に利用させること。
- (2) センター所有のソフトウェア（プログラム、データ等）を無断で複写又は改編・消去すること。
- (3) センターの機器に無断で他の機器等を接続すること。
- (4) センター規程、内規等に違反し、センター及び他の利用者に迷惑又は損害を与えること。
- (5) その他、コンピュータ・システム等の維持に支障を与える一切の行為

(弁償責任)

第9条 前条各号の規定に違反し、センターに損害を与えた場合、利用者は弁償の責を負う。

(利用承認の取消し等)

第10条 本規程に違反した者又はセンターの正常な運営を妨げた者には、学長はセンターの利用を制限又は禁止することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるものの他、センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第12条 この規程に関する事務の所管は、総務部施設・情報システム課とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。